優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

墜落防止手すり

Safety Handrails

BLS SR:2006

２００６年7月２５日公表・施行

財団法人 ベターリビング

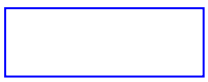

平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準

墜落防止手すり

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求事項
1 墜落防止手すりの性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
（1.2.3 健康上の安全性の確保）
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 墜落防止手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準
墜落防止手すり

Ⅰ．総則

1．適用範囲

住宅の廊下、階段、バルコニー、窓に墜落防止のために取付けられる手すりに適用する。

2．用語の定義

a) 取付金物：廊下・バルコニー用の床支持方式、方立て方式、壁支持方式（腰壁支持含む）の各支持方式及び窓用において、手すりユニットを躯体に取り付けるための金物をいう。
b) 埋込金物：取付金物のうち、躯体コンクリート打設時に床等に先に埋め込む金物（ＢＬ標準アンカー等）をいう。
c) ＢＬ標準アンカー：標準化墜落防止手すりに用いる床支持用の埋込金物をいう。標準化墜落防止手すり以外でも、スパン 1,800㎜ 以下で使用できる。
d) パネル：目隠しパネル、パンチングパネルの総称をいう。目隠パネルは、遮蔽を目的とし、穴の空いていないものをいう。
e) 支持間隔（スパン）：廊下・バルコニー用の床支持方式、方立て方式の場合は支柱、方立ての芯々寸法、また、壁支持方式の場合は壁の内法寸法をいう。窓用手すりの場合はアンカーボルト芯々寸法をいう。
f) コーナー部材：笠木、支柱の隅部材をいう。
g) 機械式：トップレールにおいて、躯体との取付けを金属拡張式アンカーで行うものをいう。
h) ユニット：取付金物を除く必須構成部品で構成された基本構成単位をいう。
i) 改修用墜落防止手すり：老朽化した墜落防止手すりを撤去し、新しい墜落防止手すり（アルミニウム合金製等）に取り替えることに対応した手すりとその施工方法。
j) 改修用アンカー：改修用墜落防止手すりに用いる取付金物のうち、鉄筋コンクリート造躯体に穿孔して埋め込み、定着させる金物をいう。あと施工アンカー等が含まれる。
k) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
l) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
m) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
n) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3．部品の構成

a) 構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

構成部品名			構成の別(注)	備考
廊下・バルコニー用	共通	笠木	●	
		下弦材	●	
		手すり子（又はパネル）	●	
		埋込金物	●	
		コーナー部材	△	
		コーナーキャップ	△	
		エンドキャップ	△	
		歩行補助手すり	△	改修用墜落防止手すりに適用
	床支持	支柱	●	
	方立て	方立	●	
		方立取付金物	●	
	壁支持	壁取付金物	●	
窓用	壁支持	上弦材	●	
		下弦材	●	
		手すり子	●	
		取付金物	●	
		エンドキャップ	●	
トップレール	腰壁支持	笠木	●	
		支柱	●	
		埋込金物	●	
		壁取付金物	●	
		コーナー部材	△	
		コーナーキャップ	△	
		エンドキャップ	△	

注)構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 別に定める認定基準への適合

a)の表-1の構成部品の内、歩行補助手すりは、別に定める品目の「優良住宅部品認定基準」に適合するものとする。

4．材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5．施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

a) 躯体への手すりユニットの取り付け（埋込金物は、施工範囲外）

b) 改修用墜落防止手すりが選択構成部品として歩行補助手すりを保有する場合における、手すり支柱への歩行補助手すりの取り付け。

6．寸法

a) 廊下・バルコニー用手すり、窓用手すり及びトップレールの支持間隔（W寸法）は、設計に対応し、短縮が可能なこと。なお、ＢＬ標準アンカーを使用する場合は、スパン 1,800 ㎜以下で使用すること。

b) 標準化墜落防止手すりのユニット支持間隔の取り合いやＢＬ標準アンカーの納まりについては、以下の通りとする。

1) ユニット支持間隔の取り合い

「標準化墜落防止手すり（廊下・バルコニー用、窓用）」のユニットの支持間隔は、廊下・バルコニー用は1,800㎜、窓用2,000㎜とする。

2) ＢＬ標準アンカーの納まり

「標準化墜落防止手すり」の内、廊下・バルコニー用のＢＬ標準アンカーの納まり、標準取り付け寸法は別紙２による。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 目隠しパネルは、目隠し機能が有効であること。
b) 歩行補助手すりを選択構成部品として保有する場合は、改修用墜落防止手すり支柱への設置の際に、取付部分の支柱内部への止水対策を行っていること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 躯体への取付強度

手すりの躯体への取付強度は以下の通りである。

1) 廊下・バルコニー用

① 床支持
床支持の躯体への取付強度は、所定の荷重において十分な強度を有すること。

② 方立て
方立ての躯体への取付強度は、所定の荷重において十分な強度を有すること。

③ 壁支持
壁支持の躯体への取付強度は、所定の荷重において十分な強度を有すること。

2) トップレール（腰壁支持）
トップレールの躯体への取付強度は、所定の荷重において十分な強度を有すること。

b) 手すりユニットの強度

1) 廊下・バルコニー用（床支持、方立て、壁支持）
ユニットの強度は、所定の荷重において、たわみ量が少なく、十分な強度を有すること。

2) 窓用
ユニットの強度は、所定の荷重において、たわみ量が少なく、十分な強度を有すること。

3) トップレール
ユニットの強度は、所定の荷重において、たわみ量が少なく、十分な強度を有すること。

c) 下弦材の強度

1) 廊下・バルコニー用（床支持、方立て、壁支持）
下弦材の強度は、所定の荷重において、十分な強度を有すること。なお、床支持のＲ部にあっては、下弦材に有害な変形や破損がないこと。

2) 窓用
下弦材の強度は、所定の荷重において、十分な強度を有すること。

d) 手すり子の強度（廊下・バルコニー用、窓用）
手すり子の強度は、所定の荷重において、手すり子に有害な変形や破損がなく、十分な強度を有すること。

e) パネルの強度（廊下・バルコニー用）

1) 耐等分布圧
パネルの耐分布圧性は、所定の荷重において、パネル及び取付部に有害な変形がなく、十分な強度を有すること。

2）耐衝撃力
　パネルの耐衝撃性は、所定の荷重において、パネル及び取付部等に貫通や割れ等有害な破損がないこと。
3）耐局部荷重
　パネルの耐局部荷重は、所定の荷重において、パネル及び取付部に有害な変形、破損がないこと。

f）改修用墜落防止手すりの躯体への取付強度
　躯体への取付強度は各社の定める躯体の適応範囲（表－５の項目）において、以下のいずれかで安全性を確認すること。
1）構造計算により安全性を確認する。
2）試験により安全性を確認する。

1.2.2　使用時の安全性及び保安性の確保

a）人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。
b）笠木天端は物が置けない形状であること。
c）ユニット天端までの高さは、落下等に対する安全性を確保出来る高さを保持していること。
d）部材間及び手すりと躯体との隙間は、すり抜けが出来ないような安全な幅であること。
e）改修用墜落防止手すりに歩行補助手すりを取り付ける場合は、手すり子の下弦材等の足のかかる部分から、650㎜を超える高さに設置すること。

（1.2.3　健康上の安全性の確保）

1.2.4　火災に対する安全性の確保

構成部品（樹脂製のものは除く）は不燃材又は難燃材の材料であること。ただし、コーナーキャップ等で樹脂製のものは除く。

1.3　耐久性の確保

a) 塗膜の耐久性（スチール製のもの）

1）耐食性
　塗膜の耐食性は、所定の塩水噴霧により、著しいしわ、ふくれ、はがれ、錆が発生しない適切な耐食性を有すること。
2）耐塩水性
　塗膜の耐塩水性は、所定の塩水への浸せきにより、著しい、ふくれ、ちぢみ、はがれ、錆が生じない適切な耐食性を有すること
3）耐衝撃性
　塗膜の耐衝撃性は、所定の衝撃により、著しいわれ、はがれ等のない十分な耐衝撃性を有すること。
4）硬さ
　塗膜の硬さは、所定の硬度での引っかきにより、著しいきずの発生しない硬さを有すること。
5）付着性
　塗膜の付着性は、所定の付着力の確認方法により、著しい剥離のない適切な付着力を有すること。
6）耐候性
　塗膜の耐候性は、所定の暴露において、塗面に異常及び極端なふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少がなく、十分な耐候性を有すること。

b) 支柱、笠木、手すり子等の内部に雨水が侵入しにくい構造であること。

c) 異種金属の接触による電蝕がない部材組立て、表面処理を行うこと。

d) 改修用墜落防止手すりの使用材料
改修用墜落防止手すりに使用する取付部の材料は、手すりユニット同等以上の性能を有すること。特に、スチール製の取付金物等に塗膜を施す場合は、スチール製手すりユニットと同等以上の塗膜の耐久性を確認すること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 墜落防止手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書
　無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間
　無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。
1) 部品に係る瑕疵について　５年以上
2) 取付金物の埋め込み係るものについて　２年以上

運用方針：
　無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について､取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

a) 他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。
b) 改修用墜落防止手すりの施工にあたっては、以下の通り取付躯体の適用範囲が定められ、事前調査及び判断方法が整備されていること

1) 取付躯体の適用範囲

改修用墜落防止手すりを取り付ける躯体の適用範囲を最低限、表－５に示す項目について定めること。

表－５　躯体の適用範囲を定めるための項目

取付部分	・コンクリート劣化度（強度、ひびわれ、剥離、中性化） ・手すり取り付け部の形状・寸法（へりあきを含む） ・コンクリート中の鉄筋（配筋、腐食） ・表面仕上げ（モルタル仕上げの場合は、厚さ、ひびわれ、剥離）

2) 事前調査及び判断方法の整備

改修用墜落防止手すりを取り付ける躯体の状態を把握するための、事前調査方法及び判断方法が整備されていること。

① 事前調査及び判断方法における調査項目は最低限以下の通りとする。

ⅰ）前調査

ｲ) 設計図書による竣工時の躯体状況(コンクリート強度を含む)
ﾛ) 周辺環境の目視観察
ﾊ) 過去の改修記録

ⅱ）実測調査

ｲ)コンクリート（強度、ひびわれ、剥離、中性化）
ﾛ)既存手すり取り付け部の形状・寸法（へりあきを含む）
ﾊ)コンクリート中の鉄筋（配筋、腐食）
ﾆ)表面仕上げの状況（モルタル仕上げの場合は、厚さ、ひびわれ、剥離）

② 事前調査結果に基づき改修用墜落防止手すりを設置することができるかどうかの判断方法が整備されていること。

③ 診断の結果、躯体（仕上げ面を含む）取付部の補修が必要となった場合、補修後の取付部の強度性能が回復したことを確認する方法が整備されていること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a) 強度・耐久性・耐風圧性能
b) 仕上げ・材質
c) 各種寸法
d) 付属部品の種類・構成

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告
2) 事故防止のための指示・警告
3) 製品の使用方法
4) 使用者が維持管理するべき内容
5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
7) 製品に関する問い合わせ先
8) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順
躯体への手すりユニットの取り付け（埋込金物は、施工範囲外）

b) 施工上の留意事項等

1) 取付下地（埋込金物等）の確認
2) 現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点

3) 取付後の検査及び仕上げ
4) 歩行補助手すりの取付
① 改修用墜落防止手すりの選択構成部品として歩行補助手すりを保有する場合における、歩行補助手すりの設置のための穿孔位置及び穿孔断面積の許容範囲
② 手すり子の下弦材等の足のかかる部分から、650㎜を超える高さへの設置

c) 関連工事の留意事項
各種の躯体との取り合い部分について、標準納まり図が用意されていること。

d) 品質保証に関する事項
1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
2) 保険の付保に関する事項
① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。
② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができることが明記されていること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

e) 改修用墜落防止手すりにおける適切な施工の担保
1) 改修用施工マニュアルの整備
施工を行うため必要な情報と手順が明記された改修用施工マニュアルが整備されていること。
2) 改修用施工マニュアルの項目・内容は最低限以下とおりとする。
① 適用範囲
② 施工調査
ⅰ）調査内容
ｲ）確認調査
・設計図書による竣工時の躯体状況(コンクリート強度を含む)
・周辺環境の目視観察
・過去の改修記録
ﾛ）実測
・コンクリート（強度、ひびわれ、剥離、中性化）
・既存手すり取り付け部の形状・寸法
・コンクリート中の鉄筋（配筋：施工時の鉄筋破断避けるためのもの、腐食）

・表面仕上げ（モルタル仕上げ等の厚さ、ひびわれ、剥離）
ii）調査結果の判断方法および判断基準
③ 生産設計
i）取付躯体の適用範囲の確認
ii）工法の選択
iii）手すり全体の設計
iv）取付部の設計
④ 施工計画
i）全体計画
ii）既存手すりの撤去方法
イ）既存手すりの撤去手順
ロ）既存埋込金物の処理方法
iii）新設手すりの設置方法
イ）新設手すりの施工手順
ロ）施工時に部分的に取付躯体の適用範囲外となる箇所が発生した場合の処置方法及びその記録を残すための手順
⑤ 施工管理
i）現場管理
イ）安全衛生管理（作業者の服装、態度等に関する事項も含む）
ロ）材料管理
ハ）施工技術管理
ii）仮設物設置及び管理
iii）周辺環境保全対策
イ）騒音・振動対策
ロ）粉塵対策
ハ）電磁ノイズ対策
ニ）廃液処理
iv）廃棄物処理方法（法規の遵守）
v）居住者への配慮（周知、苦情対策、プライバシー保護対策）
vi）自主検査
イ）自主検査項目及び内容
・通常検査の項目及び内容
・施工時に部分的に取付躯体の適用範囲外となる箇所の処置後の強度確認検査
ロ）自主検査の時期と回数
vii）記録の保管方法及び保存期間
イ）事前調査内容及び診断結果
ロ）躯体補修等の処理内容
ハ）設計図書
ニ）施工時に部分的に取付躯体の適用範囲外となる箇所が発生した場合の処置内容
ホ）自主検査結果
ヘ）協議内容

3) 改修用墜落防止手すりの施工範囲、事前調査範囲および責任範囲を協議するための発注者向けの説明書等が整備されていること。

Ⅲ. 附則

1．この認定基準（墜落防止手すりBLS SR:2006）は、2006年7月25日から施行する。
2．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（墜落防止手すりBLS SR:2005）は廃止する。
3．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

別 紙1

足がかりについて

「公営住宅建設基準第３６条（手すり）における“ 足がかり ”の解釈について」

53.11　住宅建設課

i）　床面からの高さが 65cm以下で幼児が足をかけて上る危険性のある部分で他の部分につかまることなく自立できる構造のものをいう。

ii）　床面から高さが 65cm以下の部分で幼児が他の部分につかまりながら上る危険性のある部分を足のかかる部分といい、手すりの高さはその部分から 85cm以上とする。（足がかりから110cm未満のときは 110cm以上）

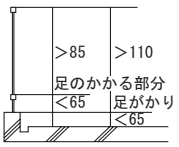

（単位 cm）

ただし、その足のかかる部分から高さ 65cm 以下に再び足のかかる部分がある場合はその部分から 85cm 以上とする。

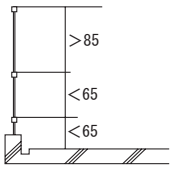

別 紙2

「標準取付方法」（ＢＬ標準アンカー）について

「標準取付方法」（ＢＬ標準アンカー）の概要は以下のとおりである。

標準アンカーには1型、2型、3型、4型の4種類があり、1型、2型、3型は廊下用またはバルコニー用、4型はバルコニー用である。（各標準アンカーの詳細図については別に定める。）

１型プレートボルトナットタイプ（旧A型）

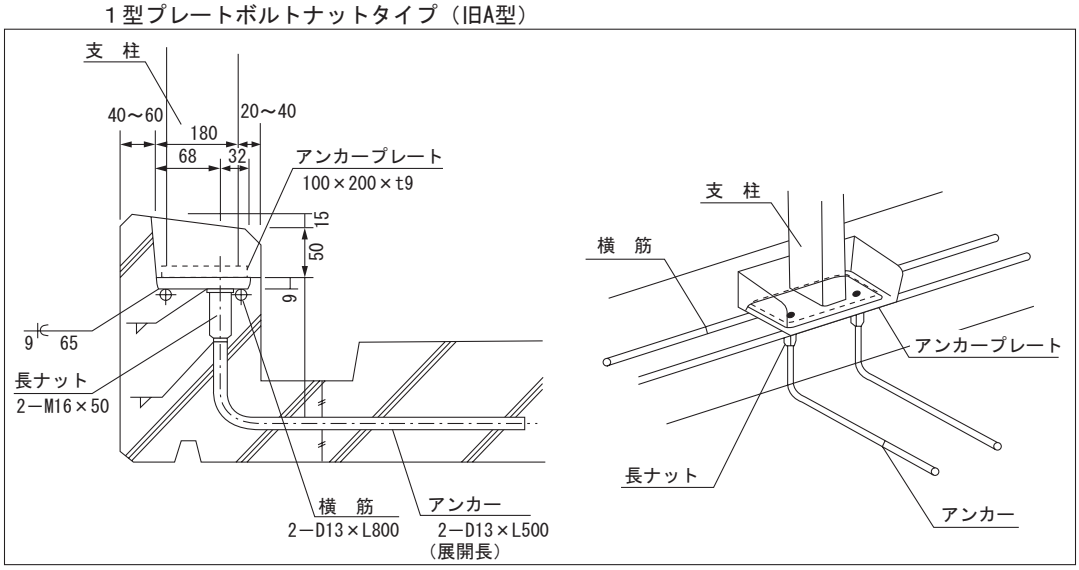

２型ボックス溶接タイプ（旧B型）

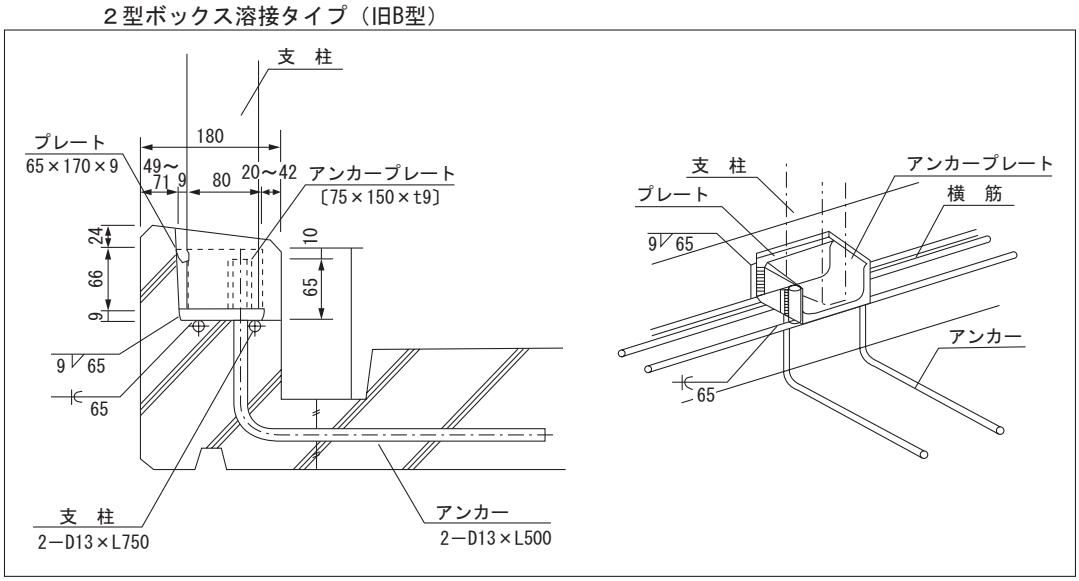

（注）1型、2型アンカーについては使用頻度が著しく減少しておりますので、使用にあたっては十分ご注意ください。（使用を妨げるものではありません。）

３型プレート溶接タイプ

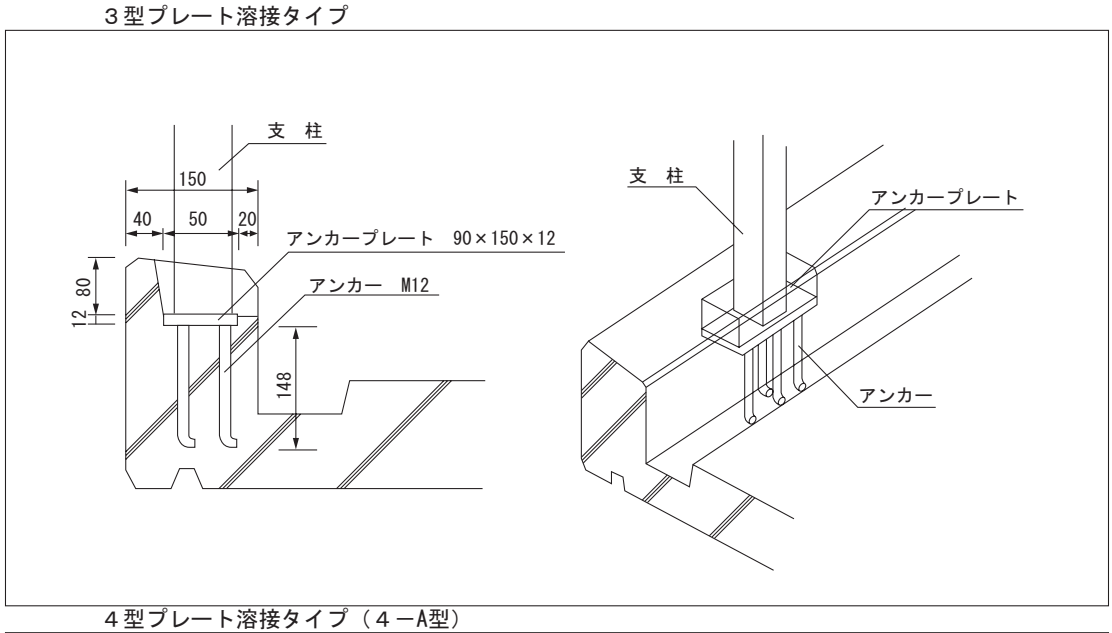

４型プレート溶接タイプ（４－A型）

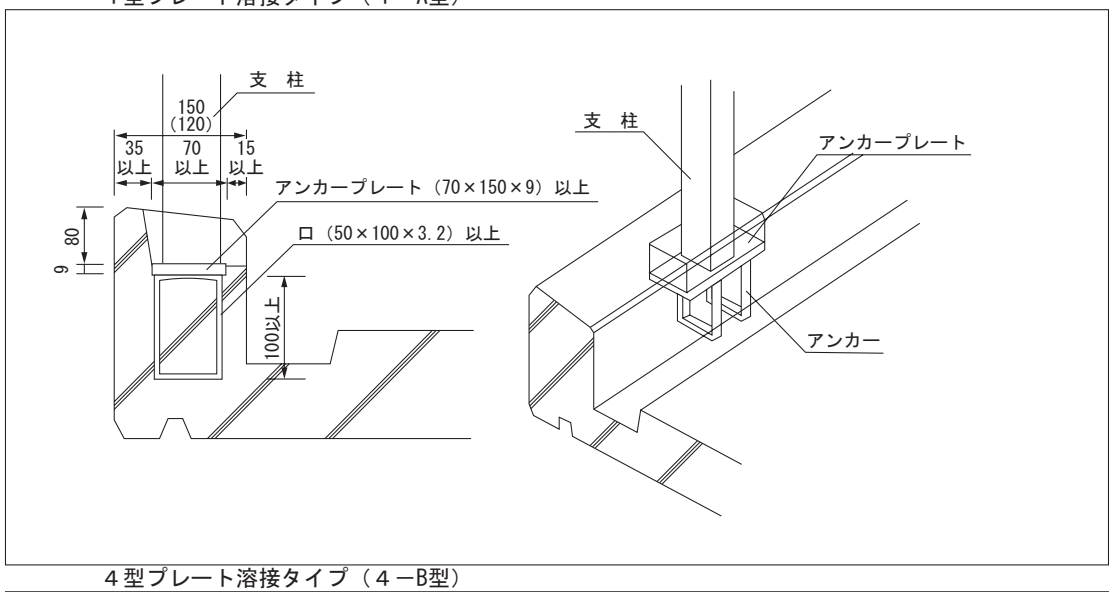

４型プレート溶接タイプ（４－B型）

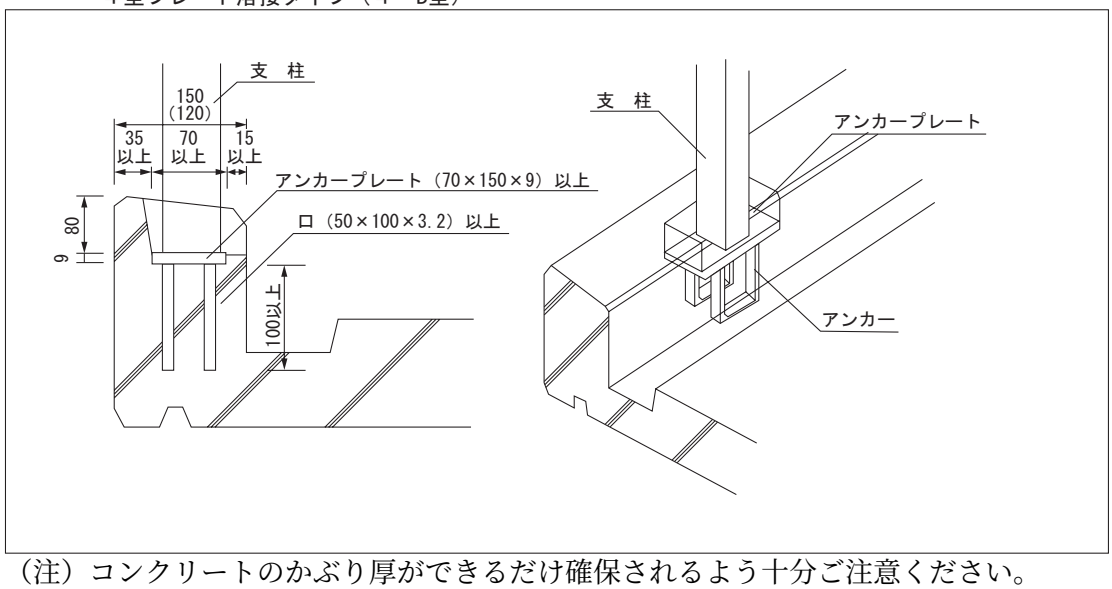

（注）コンクリートのかぶり厚ができるだけ確保されるよう十分ご注意ください。